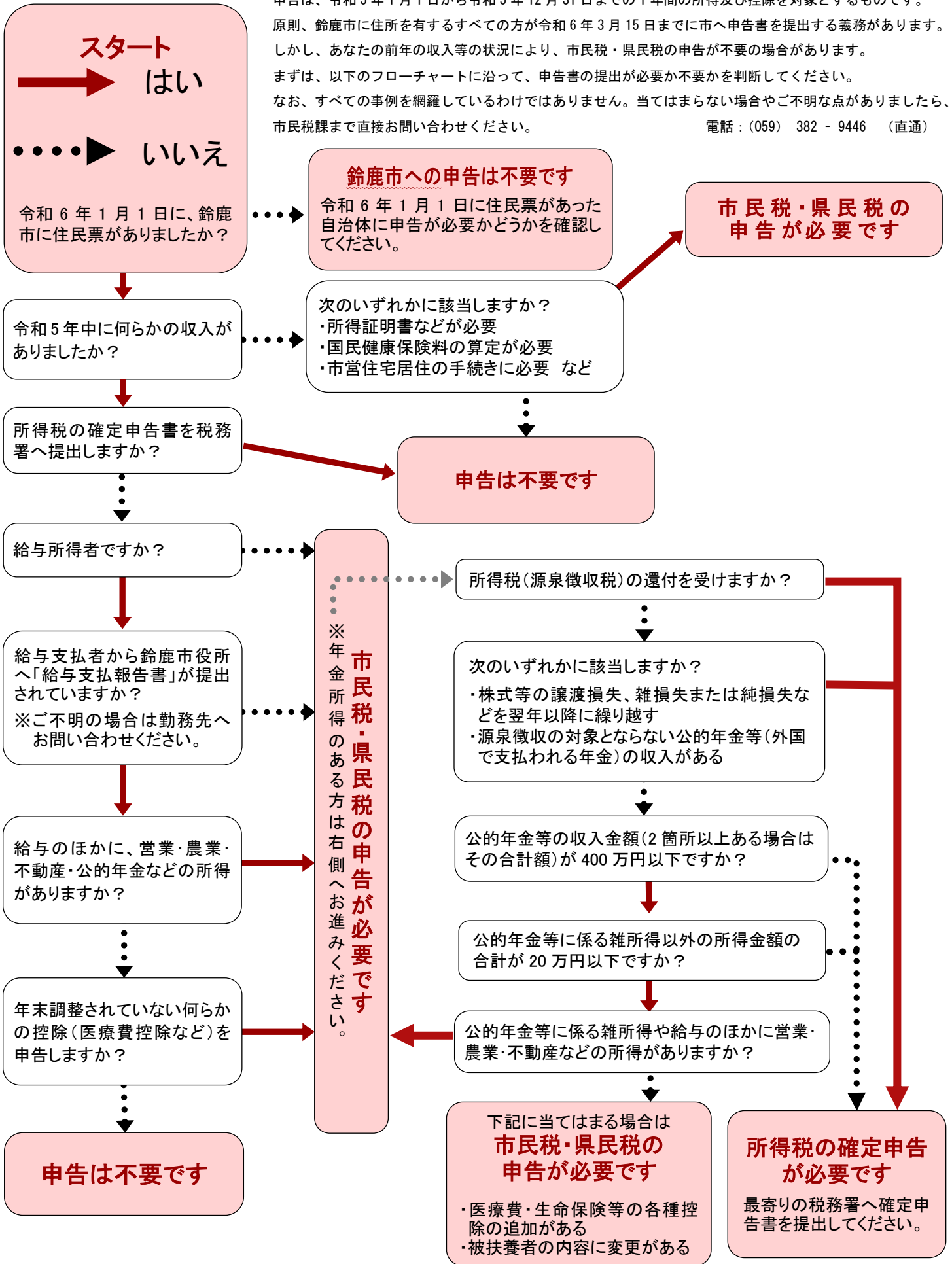


# 1 申告が必要か不要かの判断

申告は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の所得及び控除を対象とするものです。原則、鈴鹿市に住所を有するすべての方が令和6年3月15日までに市へ申告書を提出する義務があります。しかし、あなたの前年の収入等の状況により、市民税・県民税の申告が不要場合があります。まずは、以下のフローチャートに沿って、申告書の提出が必要か不要かを判断してください。なお、すべての事例を網羅しているわけではありません。当てはまらない場合やご不明な点がありましたら、市民税課まで直接お問い合わせください。

電話：(059) 382 - 9446 (直通)



## 2 所得金額の計算

### 事業所得(営業等・農業)・不動産所得

申告書

アイウ①②③

#### 所得の概要

次の事業などから生ずる所得です。

営業等 所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、修理業、サービス業など、いわゆる営業</li> <li>●医師、弁護士、作家、外交員、大工などの自由職業</li> <li>●漁業など農業以外の事業 など</li> </ul>
農業 所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物の生産、植木、果樹の栽培</li> <li>●養蚕、家畜などの飼育</li> <li>●酪農品の生産 など</li> </ul>
不動産 所得	地代、家賃、貸店舗などの賃料、権利金、礼金 など

※事業所得や不動産所得等を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります(記帳・帳簿等の保存制度)。この制度は所得税の申告が不要で市民税・県民税の申告のみされる方も対象となります。

詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。(鈴鹿税務署 TEL:059-382-0351)

#### 所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

#### 申告書の書き方

**表面** 事業所得は、収入金額をア欄またはイ欄に、所得金額を①欄または②欄に記入してください。また、不動産所得は、収入金額をウ欄に、所得金額を③欄に記入してください。

**裏面** 「7 事業・不動産所得に関する事項」に収入金額や必要経費等を記入してください。また、専従者給与がある場合は、「12 事業専従者に関する事項」に事業専従者の氏名、生年月日、従事月数などを記入してください。

#### 添付書類

収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書を添付してください。書き方については17～19ページをご確認ください。収支内訳書が必要な方は市民税課までお問い合わせください。

### 利子所得

申告書

エ④

#### 所得の概要

定期預金、貸付信託、金銭信託などの収益の分配による所得です。

※一般的に、利子所得は源泉分離課税のため、申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

#### 所得金額の計算

$$\text{収入金額} = \text{所得金額}$$

#### 申告書の書き方

**表面** 収入金額(所得金額)をエ欄及び④欄に記入してください。

### 配当所得

申告書

オ⑤

#### 所得の概要

株式、出資金などの余剰金の配当や、投資信託などの収益の分配などによる所得です。次の表に基づいてご確認ください。

配当の種類	申告の要否	申告	
		方法	配当控除
上場	選択できる (原則不要)	総合	○
		分離	×
非上場	必要	総合	○

※配当控除については13ページ「配当控除」の項目をご確認ください。

#### 所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{負債の利子} = \text{所得金額}$$

#### 申告書の書き方

**表面** 収入金額をオ欄に、所得金額を⑤欄に記入してください。

**裏面** 「8 配当所得に関する事項」に収入金額や負債の利子等の内訳を記入してください。

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得です。

申告書の書き方

**表面** 収入金額の合計額をカ欄に、所得金額を⑥欄に記入してください。ただし、所得金額調整控除(4ページ)が適用できる方は、所得金額から所得金額調整控除額を差し引き、⑥欄に記入してください。

**裏面** 源泉徴収票がない方は、給与明細などの支払者からの証明となるものを参考に、「6 給与所得の内訳」に記入してください。

所得金額の計算

収入金額の合計額を以下の計算式に当てはめて所得を計算します。

給与所得の計算式

給与等の収入金額	給与の所得金額	
0円 ~ 550,999円	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (1,000円未満切捨て)	
1,800,000円 ~ 3,599,999円		$A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
6,600,000円 ~ 8,500,000円	$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円	
8,500,001円 ~	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
	収入金額 - 1,950,000円	

添付書類

申告書の提出時に源泉徴収票等の原本の添付は不要です。

ただし、申告相談へお越しになる際は、金額の確認のため源泉徴収票の原本または給与明細等が必要です。

雑所得 (公的年金等に係る収入・業務に係る収入・その他の収入)

所得の概要

他の所得に当てはまらない次の所得です。(1)、(2)、(3)の所得を分けて計算し、各所得を合計したものが雑所得となります。計算結果がマイナスになる場合、所得金額は0になります。

(1)公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金、一定の外国年金など
(2)業務	副業に係る収入(原稿料など)のうち、営利を目的とした継続的なもの
(3)その他	(1)、(2)以外のもの(生命保険契約などに基づく年金(個人年金保険)など)

申告書の書き方

**表面** (1)の収入金額の合計額をキ欄に、(2)の合計額をク欄に、(3)の合計額をケ欄に記入してください。また、それぞれの所得の合計額を⑦欄に記入してください(所得金額の計算は以下のとおりです)。

**裏面** (2)、(3)の所得については、「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に収支の明細を記入してください。

所得金額の計算

(1)公的年金等の所得

収入金額の合計額を以下の計算式に当てはめて所得を計算します(計算結果がマイナスになる場合、所得金額は0になります)。

受給者の区分	公的年金等の収入金額 (A)		あなたの公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の方	~	3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円	4,099,999円	$A \times 75\% - 275,000$ 円	$A \times 75\% - 175,000$ 円	$A \times 75\% - 75,000$ 円
S34.1.1以前生	4,100,000円	7,699,999円	$A \times 85\% - 685,000$ 円	$A \times 85\% - 585,000$ 円	$A \times 85\% - 485,000$ 円
	7,700,000円	9,999,999円	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円	$A \times 95\% - 1,355,000$ 円	$A \times 95\% - 1,255,000$ 円
	10,000,000円	~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

受給者の区分	公的年金等の収入金額 (A)		あなたの公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方  S34.1.2以降生	～	1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	1,300,000円	4,099,999円	A×75%-275,000円	A×75%-175,000円	A×75%-75,000円
	4,100,000円	7,699,999円	A×85%-685,000円	A×85%-585,000円	A×85%-485,000円
	7,700,000円	9,999,999円	A×95%-1,455,000円	A×95%-1,355,000円	A×95%-1,255,000円
	10,000,000円	～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

### (2)(3)業務に係る雑所得・その他の雑所得

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

### 添付書類

(1)・・・申告書の提出時に源泉徴収票等の原本の添付は不要ですが、申告相談へお越しになる際は、金額の確認のため源泉徴収票の原本が必要です。

(2)(3)・・・収入金額と必要経費などがわかる証明書等の添付が必要です。

### 所得金額調整控除

申告書

裏面 16

#### 控除の概要

右の対象者について、給与所得控除や公的年金等控除の引き下げによる負担増が生じないようにするため、一定の金額を給与所得の金額から差し引く控除です。

#### 対象者

(1)給与等の収入が850万円を超える方で以下のいずれかに該当する方

イ:本人が特別障害者(8ページ)に該当する。

ロ:特別障害者である同一生計配偶者(9ページ)または扶養親族を有する。

ハ:23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を有する。

(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の金額があり、その所得の合計額が10万円を超える方

#### 申告書の書き方

裏面

(1)に該当する方は、裏面 16 に必要事項を記載してください。

(2)に該当する方は記載の必要はありません。

#### 控除金額の計算

(1)の場合、以下の算式により得た額を控除します。

(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※収入金額が1,000万円超の場合、1,000万円を計算します。

例) 給与収入1,300万円の場合、所得金額調整控除額・・・(1,000万円-850万円) × 10% = 15万円

⇒ 給与所得・・・1,300万円 - 195万円 - 15万円 = 1,090万円

(2)の場合、以下の算式により得た額を控除します。

給与所得の金額(10万円超の場合10万円を計算します。)

+ 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合10万円を計算します。) - 10万円

例) 給与所得が30万円 公的年金等に係る雑所得の金額が5万円の場合

所得金額調整控除・・・10万円 + 5万円 - 10万円 = 5万円

⇒ 給与所得・・・30万円 - 5万円 = 25万円

※(1)(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の控除を適用します。

## 所得の概要

譲渡所得と一時所得の内容は次の表のとおりです。  
譲渡所得は保有期間によって短期と長期に分かれます。

譲渡所得	ゴルフ会員権や自動車、機械などの資産の譲渡 など	
	短期	保有期間が5年以内
	長期	保有期間が5年を超える
一時所得	生命保険契約等や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金、懸賞の賞金品、立退料などの一時的な性質をもつ所得 など	

## 添付書類

収入金額及び必要経費がわかるものを添付してください。

## 所得金額の計算

所得区分に応じて次のとおり計算します。

## ● 短期譲渡所得の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}(\ast) = \text{短期譲渡所得 差引金額}$$

## ● 長期譲渡所得・一時所得の計算

$$(\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}(\ast)) \times 1/2 = \text{長期譲渡所得 一時所得 差引金額}$$

※特別控除額は、上記の差引金額または 50 万円のいずれか少ない方の金額です。譲渡所得の特別控除額は長期と短期合わせて 50 万円となります。そのため、譲渡所得が長期と短期どちらもある場合は、短期譲渡所得から先に差し引きます。

## 申告書の書き方

**表面** 裏面 11 イ欄、ロ欄、ハ欄の金額をそれぞれコ欄、サ欄、シ欄に記入し、裏面の二欄の金額を⑧欄に記入してください。

**裏面** 「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に内訳を記入してください。

## 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得の申告について

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得については、所得税の確定申告でこれらの所得を申告した場合でも、市民税・県民税では申告しないという課税方式(以下、「住民税申告不要制度」)を令和 4 年分の所得(令和 5 年度課税)までは選択することができましたが、令和 5 年分の所得(令和 6 年度課税)からは所得税と課税方式が統一されました。上記の住民税申告不要制度が適用できなくなりますので、確定申告をする際はご注意ください。

## ～ よくある質問コーナー ①～

Q1

「収入」と「所得」何が違うの？

A1

「収入」: 自営業の場合は売上金額のことをいいます。給料や年金をもらっている場合は、源泉徴収票の支払金額欄に記載されている額で、源泉徴収額(所得税等)や社会保険料等を差し引く前の総支給額のことをいいます。

「所得」: 収入から必要経費を差し引いた額です。自営業の場合は収益のことをいいます。給料や年金の場合は必要経費の計算が難しいので、決められた計算式に基づき必要経費を求め、収入から差し引きます。

Q2

アルバイトや年金受給者でも税金がかかるの？

A2

パートやアルバイトなどの非正規で雇用されている方でも、一定以上の収入金額がある場合は市民税・県民税が課税されます。年金を受給している方も同様に扱います。

また、市民税・県民税は個人に課税されるため、収入が一定以上ある場合は、たとえ扶養されていても課税されます。

詳しくは 15 ページ「5 課税される所得の範囲」の項目をご確認ください。

### 3 所得控除金額の計算

#### 社会保険料控除

申告書

⑩

##### 控除の概要

あなたやあなたの家族の社会保険(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険、介護保険、その他の健康保険、厚生年金、雇用保険など)に係る保険料や掛金をあなたが支払った場合に受けられる控除です。

##### 添付書類

支払った社会保険料の控除証明書や、支払金額のわかるものを添付または提示してください。

##### 控除金額

支払った社会保険料の合計額

※ 公的年金等から天引きされている介護保険料などは、その年金受給者以外の方が控除を受けることはできません。

##### 申告書の書き方

表面 令和5年中に支払った社会保険の種類と支払金額を記入し、保険料の合計額を⑩欄に記入してください。

#### 小規模企業共済等掛金控除

申告書

⑪

##### 控除の概要

小規模企業共済制度、iDeCo、心身障害者扶養共済などの掛金をあなたが支払った場合に受けられる控除です。

##### 添付書類

支払った掛金額の証明書を添付または提示してください。

##### 控除金額

支払った掛金の合計額

##### 申告書の書き方

表面 令和5年中に支払った掛金の合計額を⑪欄に記入してください。

#### 生命保険料控除

申告書

⑫

##### 控除の概要

簡易保険契約、生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約などの保険料または掛金をあなたが支払った場合に受けられる控除です。

##### 添付書類

支払証明書を添付または提示してください。  
※ただし、旧制度の一般生命保険料に係るもので、1契約9,000円以下のものを除きます。

##### 控除金額の計算

次の表の(1)、(2)、(3)の計算式でそれぞれ控除額を計算してください。保険の契約や更新が、平成24年1月1日以降かどうかで **新制度**・**旧制度** にわかれ、計算方法が異なりますのでご注意ください。なお、ご契約されている保険が新旧どちらに該当するかは、支払証明書に記載されておりますので、ご確認ください。

##### (1) 平成23年12月31日以前に契約・更新した保険契約のみの場合 (旧制度)

保険料の区分	支払保険料	控除額
①：一般生命保険料のみ または ②：個人年金保険料のみ	～ 15,000円	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
③：①と②両方あり	70,001円～	一律 35,000円
		①と②の控除額の合計

※ 合計の限度額 70,000円

##### (2) 平成24年1月1日以降に契約・更新した保険契約のみの場合 (新制度)

保険料の区分	支払保険料	控除額
④：一般生命保険料のみ または ⑤：個人年金保険料のみ または ⑥：介護医療保険料のみ	～ 12,000円	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
⑦：④～⑥のうち複数種類あり	32,001円～56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
	56,001円～	一律 28,000円
		④～⑥の控除額の合計

※ 合計の限度額 70,000円

### (3) (1)と(2)の保険契約が両方ある場合

上記(1)と(2)の各保険料の控除額(①～②、④～⑥)を計算後、保険の種類ごとに合計し(次の表のa、b、c)、最後にすべてを合計します。(限度額:70,000円)

一般生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
上記①の控除額	_____円	上記②の控除額	_____円		
上記④の控除額	_____円	上記⑤の控除額	_____円		
①と④の合計額(a)	最高28,000円 _____円	②と⑤の合計額(b)	最高28,000円 _____円	上記⑥の控除額(c)	最高28,000円 _____円

※ ①のみの場合、最高で35,000円

※ ②のみの場合、最高で35,000円

生命保険料控除額 (a+b+c)	最高70,000円 _____円
---------------------	---------------------

### 申告書の書き方

表面 令和5年中に支払った掛金の合計額を保険の種類ごとに記入し、上記の表で計算した控除額の合計を⑫欄に記入してください。(限度額:70,000円)

### 地震保険料控除

申告書

⑬

#### 控除の概要

居住用家屋・生活用動産を対象とする地震保険契約に基づく保険料や掛金をあなたが支払った場合に受けられる控除です。また、平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)は、控除の対象になります。

#### 添付書類

支払証明書を添付または提示してください。

#### 控除金額の計算

次の表に基づいて控除額を計算してください。契約した保険の内容で計算方法が異なりますのでご注意ください。

保険料の区分	支払保険料	控除額
①：地震保険料のみ	～50,000円	支払保険料×1/2
	50,001円～	一律25,000円
②：旧長期損害保険料のみ	～5,000円	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円
	15,001円～	一律10,000円
③：①と②両方あり		①と②の控除額の合計

※ 合計の限度額25,000円

ご契約されている保険契約が①と②のどちらに該当するかは、支払証明書に記載されておりますので、ご確認ください。

### 申告書の書き方

表面 令和5年中に支払った地震保険料の合計額と、旧長期損害保険料の合計額をそれぞれの欄に記入し、上記の表で計算した控除額の合計を⑬欄に記入してください。(限度額:25,000円)

※保険契約1つに対し、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、いずれか一方を選択し、記入してください。

### ～よくある質問コーナー ②～

Q3

妻(夫)の年金から天引きされている介護保険料などを、自分の社会保険料控除に含めて申告できますか？

A3

あなた以外の年金から天引きされている介護保険料などは、その種類に関わらず、含めることはできません。

【理由】

年金からの天引き分は、年金の受給者自身がお支払いされている社会保険料となり、別の方がお支払いしたのではないからです。したがって同一生計であっても含めることはできません。

## ひとり親控除・寡婦控除

申告書

⑭⑮

### 控除の概要

あなたの合計所得金額が 500 万円以下で、次の要件に該当する場合に受けられる控除です(併用はできません)。

寡婦	① 夫と死別後婚姻していないまたは夫の生死が不明の方 ② 夫と離婚後婚姻しておらず扶養親族を有する方
ひとり親	婚姻していない方または配偶者の生死が不明の方で、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子(※)を有する方

あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象外となります。

### 控除金額

寡婦控除	…	260,000 円
ひとり親控除	…	300,000 円

※他の方の同一年計配偶者または扶養親族とされている方を除きます。

### 申告書の書き方

表面 該当項目に☑し、控除額を⑭～⑮欄に記入してください。

## 勤労学生控除

申告書

⑯

### 控除の概要

あなたが大学・高等学校などの学生で、合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得の合計が 10 万円以下の場合に受けられる控除です。

### 添付書類

その学校や法人から交付される在学証明書などを、添付または提示してください。

### 控除金額

勤労学生控除額	…	260,000 円
---------	---	-----------

### 申告書の書き方

表面 勤労学生控除の欄に☑し、学校名を記入して、控除額を⑯～⑰欄に記入してください。

## 障害者控除

申告書

⑰

### 控除の概要

あなたやあなたの同一年計配偶者(※)・扶養親族が障がい者である場合に受けられる控除です。  
なお、重度の障がいがある方(療育手帳A、身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級など)は、特別障害者控除が受けられます。

※詳しくは次の「配偶者控除」の項目をご覧ください。

### 控除金額

区分	本人が障がい者	同一年計配偶者または扶養親族が障がい者(1人につき)
障害者		260,000 円
特別障害者		300,000 円
同居特別障害者		530,000 円

### 添付書類

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書等(※)、障がいの程度を確認できるものを添付または提示してください。

※障害者控除対象者認定書について  
認定書を交付されている方は、障害者手帳等をお持ちでなくても障害者控除の適用を受けることができます。  
障害者手帳と認定書の両方をお持ちの方は、控除額が大きくなるように申告してください。  
認定書交付についての詳細は、鈴鹿市長寿社会課(電話: (059) 382 - 7935)までお問い合わせください。

### 申告書の書き方

表面 障がい者の方の氏名と、障がいの程度を記入し、控除額の合計を⑰～⑱欄に記入してください。

## ～ よくある質問コーナー ③～

Q4 ひとり親控除や障害者控除、扶養控除などの人的控除の判定の時期っていつ?

A4 人的控除については申告年度の前年 12 月 31 日時点で各控除の要件を満たしている場合適用することができます。ただし、控除の対象者がその年中に死亡した場合はその時点の現況で判断します。



## 控除の概要

あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 48 万円以下(※1)の方を同一生計配偶者といいます。

配偶者控除とは、同一生計配偶者がいて、かつ、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下(※2)の場合に受けられる控除です。

配偶者が 70 歳以上(昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれ)の場合は、老人控除対象配偶者となります。

**配偶者特別控除と重複して適用を受けることはできません。**

※1 配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えて 133 万円以下の場合、配偶者特別控除の適用を受けることができます。詳しくは「配偶者特別控除」の項目をご覧ください。

※2 あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合は、配偶者控除を受けることはできませんが、同一生計配偶者がいることを申告することができます。

## 申告書の書き方

## 表面

配偶者の氏名、生年月日等を記入し、あなたの合計所得金額に応じて下の表にあてはめた控除額を⑱～⑲欄に記入してください。

あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超え、かつ、同一生計配偶者がいることを申告する場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」欄に☑してください。

※国外に居住している配偶者を対象に配偶者控除を申告する際は、婚姻証明書と送金関係書類の添付が必要です。日本語での翻訳文も必要です。

## 控除金額

配偶者の年齢	あなたの合計所得金額			
	9,000,000 円以下	9,000,001 円 ～ 9,500,000 円	9,500,001 円 ～ 10,000,000 円	10,000,001 円以上
70 歳未満	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし
70 歳以上	380,000 円	260,000 円	130,000 円	適用なし

## 配偶者特別控除

## 控除の概要

あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えて 133 万円以下で、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合に、その配偶者とあなたの所得に応じて受けられる控除です。

夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることや、配偶者控除と重複して適用を受けることはできません。

## 申告書の書き方

## 表面

配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額等を記入し、下の表にあてはめた控除額を⑱～⑲欄に記入してください。

※国外に居住している配偶者を対象に配偶者特別控除を申告する際は、婚姻証明書と送金関係書類の添付が必要です。日本語での翻訳文も必要です。

## 控除金額

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	9,000,000 円以下	9,000,001 円 ～ 9,500,000 円	9,500,001 円 ～ 10,000,000 円	10,000,001 円以上
480,001 円 ～ 1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円	適用なし
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円	適用なし
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円	適用なし
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円	適用なし
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円	適用なし
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円	適用なし
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	適用なし

## 扶養控除

申告書

⑳

### 控除の概要

あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)のうち合計所得金額48万円以下である方がいる場合に受けられる控除です。  
その親族の年齢などにより控除額が異なります。

### 申告書の書き方

表面

扶養親族の氏名、生年月日、同居または別居の区分を記入し、扶養控除額の合計を⑳欄に記入してください。扶養親族が16歳未満かどうかで、記入する欄が異なりますのでご注意ください。

裏面

扶養する親族が別居の場合は「13別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名、住所等を記入してください。

### 控除金額

次の表を参考に控除額をご確認ください。

扶養の区分	生年月日	控除額
一般(その他)扶養	生年月日が下記以外の方	330,000円
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方	450,000円
老人扶養	同居老親等以外	380,000円
	同居老親等(※1)	450,000円
年少扶養(※2)	平成20年1月2日以降生まれの方	0円

※1 同居老親等とは、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で、日常的に同居をしている方をいいます。住民票上の住所が同一であっても、施設等に入所している方は同居老親等と扱うことはできません。

※2 非課税限度額の計算は、扶養親族の人数が関わっているため、控除額が0円であっても申告する必要があります。申告を忘れてしまうと、今まで非課税であった方が課税となったり、控除額が正しく反映されない場合があります。

※ 国外に居住している親族を対象に扶養控除を申告する際は、次の表の必要書類を添付してください。外国語で書かれている場合は日本語での翻訳文も必要です。

年齢	必要書類	
30歳未満または70歳以上	親族関係書類、送金書類関係	
30歳以上70歳未満	①留学生	留学ビザ関係書類、親族関係書類、送金書類関係
	②障がいのある方	親族関係書類、送金関係書類、障がいの程度がわかる書類
	③38万円以上の支払を受けている方	親族関係書類、年間38万円以上の送金関係書類

## 基礎控除

申告書

㉑

### 控除の概要

あなたの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

### 申告書の書き方

あなたの合計所得金額に応じ、右表の控除額を㉑に記載してください。  
ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。

### 控除金額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

## 雑損控除

申告書

㉒

### 控除の概要

生活に通常必要な資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に受けられる控除です。

### 控除金額の計算

次のうちいずれか多い方の金額が控除額となります。

- ① 差引損失金額 - (総所得金額等 × 10%)
- ② 差引損失金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

※差引損失金額とは、(損失金額 - 保険金などによる補てん額)のことをいいます。

### 添付書類

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等、及び被害状況がわかるものを添付または提示してください。

### 申告書の書き方

表面 損害の原因・損害金額等を記入し、上記の計算式から算出された控除額を㉒欄に記入してください。

以下の①または②のいずれの控除を受けるかを選択します(①と②の控除を同時に受けることはできません)。

### ① 通常の医療費控除

#### 控除の概要

あなたやあなたの家族の治療のために医療費を支払った場合に受けられる控除です。

#### 添付書類

控除を受けるには、**医療費控除の明細書**を記載し、添付してください。

なお、医療保険者から交付される医療費通知書(必要な6項目がすべて記載された原本)を添付することで明細書の記載を一部省略できます。

※記載方法など詳しくは、別紙様式「医療費控除の明細書」をご確認ください。

#### 控除金額の計算

##### ●総所得金額等が200万円以下の場合

支払った医療費 - 保険金などによる補てん金 - 総所得金額等の5%  
(最高200万円)

##### ●総所得金額等が200万円超の場合

支払った医療費 - 保険金などによる補てん金 - 10万円  
(最高200万円)

#### 申告書の書き方

**表面** 令和5年中に支払った医療費や保険金などによる補てん額を記入し、控除額を⑭欄に記入してください。

### ②セルフメディケーション税制による特例

#### 控除の概要

健康の維持増進や疾病の予防として「一定の取組(※1)」を行い、「**特定一般用医薬品等購入費(※2)**」を支払った場合に受けられる控除です。

※1 定期健康診断、予防接種などが該当します。

※2 スイッチOTC医薬品(医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品)の購入費をいいます。

#### 添付書類

控除を受けるには、**セルフメディケーション税制の明細書**(医薬品の名称や費用、実施した一定の取組の名称等を記載したもの)を添付してください。

※記載方法など詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

#### 控除金額の計算

支払った特定一般用医薬品等購入費  
- 保険金などによる補てん金 - 1万2千円  
(最高8万8千円)

#### 申告書の書き方

**表面** 令和5年中に支払った購入費や保険金などによる補てん額を記入し、控除額を⑭欄に記入してください。あわせて区分の口に「1」と記入してください。

**※①、②ともに領収書の添付では控除を適用できません。**  
明細書の記入内容の確認のため、領収書や一定の取組を行ったことを明らかにする書類等の提示または提出を求め場合があります。申告期限等から5年間、領収書等はご自宅などで保管してください。

#### ○ 医療費控除の対象となるものの例

- ・医師、歯科医師による診療や治療の対価
- ・病院や診療所などに支払った入院費
- ・薬局等で治療のために購入した医薬品の代金
- ・病院に通院するために支払った、電車やバス等の交通費(原則、**タクシーは対象外**になります。**介護タクシー**も同様です。)
- ・介護保険制度により提供される一定の施設・居宅サービス費用

#### △ 一定の条件を満たせば医療費控除の対象となるものの例

- ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代  
⇒医師が発行した「**おむつ使用証明書**」が必要です。
  - ・ストマ用装具の購入費用  
⇒医師が発行した「**ストマ用装具使用証明書**」が必要です。
- ※上記の証明書発行の際の文書料は控除の対象にはなりません。

#### × 医療費控除の対象とならないものの例

- ・常備薬やマスク等を購入した費用
- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の予防接種代金
- ・健康食品やビタミン剤、栄養ドリンクなどの購入費用
- ・診断書作成のための文書料
- ・治療につながらなかった健康診断や人間ドック、PCR検査等の費用
- ・美容目的の整形手術・歯列矯正の費用
- ・近視や遠視の矯正のために購入した眼鏡やコンタクトレンズの購入費用
- ・入院時、自己の都合で発生した差額ベッド代(個室料など)
- ・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車料金
- ・親族に対して支払う療養上の対価

# 4 税額控除金額の計算

## 調整控除

申告書

—

### 控除の概要

平成 19 年の税制改正による税源移譲で、所得税と市民税・県民税を合計した税額が、改正前後で変わらないよう調整するために適用される控除です。基礎控除や扶養控除などの人的控除額が、所得税と市民税・県民税で差があることから、人的控除の差の合計額に応じて控除額を計算します。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える方については、適用されません。

### 控除金額の計算

合計課税所得金額(※1)に応じて(1)、(2)の場合に分けて計算します。

A = 人的控除額の差の合計額 B = 合計課税所得金額

#### (1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

$A \cdot B$  のいずれか小さい額  $\times$  (市民税 3%・県民税 2%)

#### (2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合(※2)

$\{A - (B - 200 \text{ 万円})\} \times$  (市民税 3%・県民税 2%)

※1 合計課税所得金額 = 課税総所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額

※2 市民税の調整控除額…1,500 円未満の場合は 1,500 円  
県民税の調整控除額…1,000 円未満の場合は 1,000 円

### 市民税・県民税と所得税の人的控除額の差

控除の区分		差額	
障害者控除	特別	同居	22 万円
		同居以外	10 万円
	一般	1 万円	
ひとり親控除	父	1 万円	
	母	5 万円	
寡婦控除		1 万円	
勤労学生控除		1 万円	

控除の区分		差額	
扶養控除	老人	特定	18 万円
		同居	13 万円
		同居以外	10 万円
	一般	5 万円	
基礎控除		5 万円	

控除の区分		差額(あなたの合計所得金額)			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	老人	10 万円	6 万円	3 万円	控除適用なし
	一般	5 万円	4 万円	2 万円	控除適用なし
配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円	控除適用なし
	50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円	控除適用なし

## ～ よくある質問コーナー ④ ～

Q5

扶養の範囲って  
給与収入で  
130 万円以内  
106 万円以内  
103 万円以内  
どれが正解？

A5

所得税や市民税・県民税の扶養の範囲は、給与収入で 103 万円以内です。質問にある 103 万円以外の基準額は、企業等の社会保険(健康保険)の扶養の範囲と思われるので、お勤め先の担当の方にご確認ください。

なお、給与以外の所得がある場合は、その合計で判断します。収入と所得については、5 ページのよくある質問コーナー①のQ1を、所得の計算については、2 ページ以降の「2 所得金額の計算」の項目をご確認ください。

## 住宅借入金等特別税額控除

申告書

—

### 控除の概要

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用があった場合に受けられる控除です。

### 控除金額の計算

平成 11 年～令和 5 年中に入居した場合に、以下の A と B のいずれか少ない金額を控除します。**ただし、平成 19 年、20 年中の入居は除きます。**

A	所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除することができなかった額
B	所得税の課税総所得金額等の額の 5% (※)

※平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の期間に入居し、消費税率が 8%または 10%で取得した場合は、B の計算にある 5%は 7%と読み替えてください。

### 入居時期による控除額の上限について

入居の時期や、取得した時の消費税率によって、控除額の上限は次のとおりになります。

入居時期	取得時の消費税率	控除上限額
平成 19 年～20 年	5%	適用なし
平成 21 年～		97,500 円
平成 26 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	8%または 10%	136,500 円
令和 4 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 12 月 31 日	10%	97,500 円 (一部例外あり)

## 配当控除

申告書

—

### 控除の概要

総合課税で申告された配当所得の金額に、右の表の率をかけた額を所得割から控除します。

### 配当所得に対する控除率の一覧表

種類		課税所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		1,000 万円以下の部分	1,000 万円超の部分	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
私募証券 投資信託等	一般外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

※外国法人から支払を受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等については配当控除の適用はありません。

## 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

申告書

裏面 15

### 控除の概要

前年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があった場合、地方税が天引きされている場合があります(天引きされた地方税額を配当割や株式等譲渡所得割と呼びます)。このような所得は申告(確定申告を含む)しなくてもよい(先に税額が天引きされているため)ですが、申告した場合は配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割から控除します。

### 控除金額の計算

申告した配当割額、または株式等譲渡所得割額を市民税と県民税に按分します。

按分率 市民税:3/5 県民税:2/5

※所得割から控除しきれなかった分は均等割及び納期限を過ぎて未納となっている市税等へ充当し、充当しきれなかった分は還付します。

### 添付書類

支払通知書等の添付は不要です。ただし、申告相談へお越しの際は、金額の確認のため支払通知書等が必要です。忘れずにお持ちください。

### 申告書の書き方

裏面

「15 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額の控除に関する事項」に金額を記入してください。

控除の概要

都道府県または市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部及び三重県・鈴鹿市が条例により指定する団体(社会福祉法人等)に対して行った寄附金に応じて受けられる控除です。  
都道府県または市区町村への寄附金(ふるさと納税)については、特例控除が加算されます。条例指定の団体については、市民税課までお問い合わせください。

申告書の書き方

裏面 「10 寄附金に関する事項」に寄附金額を記入してください。

添付書類

受領証明書(領収書)等を添付または提示してください。  
ふるさと納税の場合は、受領証明書に代えて、特定事業者(詳細は国税庁ホームページをご確認ください)が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

寄附金税額控除の計算欄

次の A ~ G をそれぞれ計算してから、①寄附金税額控除、②特例控除を計算し最後に合計してください。なお、この計算欄は申告分離課税所得がない場合に利用できます。申告分離課税所得がある場合は市民税課まで直接お問い合わせください。また、次の計算にある課税総所得金額については15ページ「6 市民税・県民税、森林環境税の税率」の項目、人的控除額の差の合計、調整控除額については、12ページ「調整控除」の項目をご確認ください。

総所得金額等の30%	円	A	て、Dの数字を右の早見表に当てはめEの税率を確認してください。
寄附金額	円	B	
AとBのいずれか少ない方の金額	円	C	
課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計	円	D	
所得税の限界税率	%	E	
所得割額 (課税総所得金額×税率)	円	F	
調整控除額	円	G	

D	E
~1,950,000円	5%
1,950,001円~	10%
3,300,001円~	20%
6,950,001円~	23%
9,000,001円~	33%
18,000,001円~	40%
40,000,001円~	45%

※Dがマイナスの場合は0%で計算

① 寄附金税額控除

市民税 : (C - 2,000円) × 6%      円 H      県民税 : (C - 2,000円) × 4%      円 H

② 特例控除 (ふるさと納税のみ適用されます。)

市民税 : (B - 2,000円) × (90% - E × 1.021) × 60%      円 I      県民税 : (B - 2,000円) × (90% - E × 1.021) × 40%      円 I

※市民税・県民税それぞれ、(所得割額 F - 調整控除額 G) × 20% が上限となります。

● 寄附金税額控除の合計

市民税 : H + I      円      県民税 : H + I      円

控除金額の計算

次の計算式に基づき控除額を計算します。

A = 総所得金額等の30%      B = 寄附金額

寄附金税額控除	(A・B いずれか小さい額 - 2,000円) × (市民税6%・県民税4%)
特例控除(※1)	(B - 2,000円) × (90% - 前年の所得税の限界税率(※2) × 1.021) × (市民税60%・県民税40%)

※1 特例控除は、調整控除適用後の市民税・県民税所得割額の20%が上限です。

※2 所得税の限界税率とは、(課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計)を所得税の課税総所得金額とみなし、その方に適用される所得税の税率の中で最も高いものです。分離課税の所得がある場合は計算が異なりますので、市民税課までお問い合わせください。

ワンストップ特例制度の注意点

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、申告書(確定申告書を含む)の提出をされない方に対して適用される制度です。申告書を提出する場合は、寄附金についての記載がないと寄附金税額控除が適用されなくなりますので、必ずワンストップ申請を行った分も含めたすべての寄附金を申告してください。確定申告書を提出する場合は、第二表下段の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

## 5 課税される所得の範囲

賦課期日(令和6年1月1日)に鈴鹿市に住所を有する方は、令和5年中の所得状況に応じて令和6年度の市民税・県民税の均等割及び所得割が課税され、併せて国税である森林環境税が課税されます。それぞれの税率については下記の「6 市民税・県民税、森林環境税の税率」の項目をご覧ください。

	同一生計配偶者・扶養親族がいる場合	同一生計配偶者・扶養親族がいない場合
均等割、森林環境税が課税になる方	合計所得金額(※1)が次の算式により求めた金額を超えるとき $280,000 \text{円} \times (\text{同一生計配偶者・扶養親族の数} + 1) + 268,000 \text{円}$	合計所得金額が380,000円を超えるとき
所得割が課税になる方	総所得金額等(※2)が次の算式により求めた金額を超えるとき $350,000 \text{円} \times (\text{同一生計配偶者・扶養親族の数} + 1) + 420,000 \text{円}$	総所得金額等が450,000円を超えるとき

※1 合計所得金額とは、損失の繰越控除及び分離課税所得の特別控除を適用する前の所得を合計した金額です。

※2 総所得金額等とは、合計所得金額から損失の繰越控除を適用した後の金額です。

### 市民税・県民税の均等割・所得割、森林環境税が課税される収入と所得の関係

【給与、年金のみの収入の場合の例】

給与収入のみ	年金収入のみ	
	65歳未満 〔S34.1.2以降 生まれの方〕	65歳以上 〔S34.1.1以前 生まれの方〕
～ 930,000円	～ 980,000円	～ 1,480,000円
930,001円 ～ 1,000,000円	980,001円 ～ 1,050,000円	1,480,001円 ～ 1,550,000円
1,000,001円 ～ 1,030,000円	1,050,001円 ～ 1,080,000円	1,550,001円 ～ 1,580,000円
1,030,001円 ～	1,080,001円 ～	1,580,001円 ～

【課税・非課税の範囲について】

区分 所得	森林 環境税	市民税・県民税		扶養の範囲
		均等割	所得割	
～ 380,000円	非課税		非課税	扶養に入れる
380,001円 ～ 450,000円	課税		非課税	
450,001円 ～ 480,000円	課税		課税	扶養に入れない
480,001円 ～	課税		課税	

ひとり親・寡婦・障がい者及び未成年者(賦課期日時点で18歳未満)に該当する方は、合計所得金額が135万円以下である場合、均等割・所得割、森林環境税は課税されません。

## 6 市民税・県民税、森林環境税の税率

### 均等割、森林環境税の税率(税額)

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	2,000円	1,000円

### 所得割の税率

● 総合課税分 課税総所得金額に税率をかけます。 市民税 県民税

総所得金額 - 所得控除の合計 = 課税総所得金額 (1,000円未満切捨て)	6%	4%
--	----	----

※令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が導入され、1,000円が加算されます。

※東日本大震災復興基本法に基づき防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、市民税と県民税のそれぞれに500円が加算されていましたが、令和5年度で終了しました。

※平成26年度から「みえ森と緑の県民税」が導入され、県民税に1,000円が加算されています。

● 分離課税分 所得区分に応じた税率をかけます。 市民税 県民税

所得区分	短期譲渡	一般分		
		軽減分	一般分	
長期譲渡	特定分	所得2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		所得2,000万円超の部分	3%	2%
	軽課分	所得6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		所得6,000万円超の部分	3%	2%
	株式等の譲渡	3%	2%	
	配当(申告分離課税分)	3%	2%	
	先物取引	3%	2%	

※退職・山林所得分の所得割の税率は総合課税分と同一です。

## 7 市民税・県民税額、森林環境税額の計算の流れ

市民税・県民税、森林環境税は次のように計算されています。次の計算例は、この手引き表紙「申告書記入例」の申告一郎さんのものです。

総所得金額	−	所得控除額	⇒	課税総所得金額	×	市民税 税率 6%	⇒	総合課税分所得割額 (市民税)	+	分離課税分所得割額(※1) (市民税)	−	税額控除額(※2) (市民税)
3,238,967 円		3,047,694 円		191,000 円 (1,000 円未満切捨て)	×	県民税 税率 4%	⇒	11,460 円	+	0 円	−	7,356 円
					×		⇒	総合課税分所得割額 (県民税)	+	分離課税分所得割額(※1) (県民税)	−	税額控除額(※2) (県民税)
							⇒	7,640 円	+	0 円	−	4,904 円

	⇒	差引所得割額 (市民税)	+	森林環境税 (国税)	⇒	森林環境税 (国税)
	⇒	4,104 円	+	1,000 円	⇒	1,000 円
	⇒	差引所得割額 (県民税)	+	均等割 (市民税)	⇒	合計市民税額 (100 円未満切捨て)
	⇒	2,736 円	+	3,000 円	⇒	7,100 円
	⇒		+	均等割 (県民税)	⇒	合計県民税額 (100 円未満切捨て)
	⇒		+	2,000 円	⇒	4,700 円
	⇒				⇒	合計年税額
						12,800 円

※1 分離課税分所得割額は、分離課税所得に各税率を乗じた額になります。各税率については、15 ページ「6 市民税・県民税、森林環境税の税率」の項目をご確認ください。

※2 税額控除額は、調整控除や寄附金税額控除などの各税額控除の合計額となります。各控除額の計算については、12~14 ページ「4 税額控除金額の計算」の項目をご確認ください。



# 8 収支内訳書の書き方

※以下に記載される「本年」とは「令和5年」のことを指します。

## 一般用

収入金額	売上(収入)金額	①	本年中の売上(収入)金額を記入します。収支内訳書裏面の売上(収入)金額の明細にも記入してください。
	家事消費	②	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。
	その他の収入	③	空箱の売却代金やリベートなどの収入を記入します。
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	⑤	本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。
	収入金額(製品製造原価)	⑥	本年中の商品などの仕入れ金額を記入します。
	期末商品(製品)棚卸高	⑧	本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。

### 必要経費の一覧表

科 目	具 体 例
給与賃金	⑪ 給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
外注工賃	⑫ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など *建設業などを営んでいる方の外注費も含まれます。
減価償却費	⑬ 建設、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
貸倒金	⑭ 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
地代家賃	⑮ 店舗、工場、倉庫等の地代や家賃など
利子割引料	⑯ 事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	イ ①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金、②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費 *所得税、相続税、住民税、国民健康保険料、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
荷造運賃	ロ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
水道光熱費	ハ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費	ニ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費	ホ 電話料、切手代、電報料
広告宣伝費	ヘ ①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折り込み広告の費用、②広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいなどの費用、③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接待交際費	ト ①取引先などを接待する茶菓飲食代、②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用、③取引先などに対する中元、歳暮の費用
損害保険料	チ 火災保険、自動車の損害保険料
修繕費	リ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 *資産の価格を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、資本的支出として減価償却資産の取得価格に含めることとなります。
消耗品費	ヌ ①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、②使用可能期間が1年未満か取引価格が10万円未満の什器備品の購入費
福利厚生費	ル ①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
雑費	レ 事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

## 事業専従者控除

あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、一年を通じて6か月を超える期間、事業に専ら従事した人を事業専従者として控除することができます。

控除額は、次の①②のいずれか少ない方の金額です。

- ①専従者が配偶者であるとき 86万円  
 専従者がその他の親族であるとき 50万円

②(事業所得+事業としての不動産所得+事業としての山林所得)÷(事業専従者の数+1)

申告書の裏面「12事業専従者に関する事項」へ氏名、続柄、生年月日、従事月数、専従者給与(控除)額を記入してください。

事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象として所得控除を受けることはできません。

## 農業所得用

収入金額	販売金額	①	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
	家事消費 事業消費 金額	②	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。
	雑収入	③	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高	⑤・⑥	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤・⑥の金額を記入します。

### 収入金額の明細(裏面)

農産物などの種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、すべて本年分の販売金額になります。
家事消費 事業消費 金額	農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

### 必要経費の一覧表

科 目	具 体 例
雇人費	⑧ 常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料	⑨ ①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの協同施設利用料
減価償却費	⑩ 建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費
貸倒金	⑪ 売掛金などの貸倒損失
利子割引料	⑫ 借入金の利子や、手形の割引料
租税公課	イ ①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産)、自動車税(取得税、重量税を含む。)、不動産取得税などの税金、②水利費、農業協同組合費などの公課 *所得税、相続税、住民税、国民健康保険料、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種苗費	ロ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素畜費	ハ 子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	ニ 肥料の購入費用
飼料費	ホ 飼料の購入費用
農具費	ヘ 使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用

科 目	具 体 例
農薬衛生費	ト 農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	チ ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	リ 農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	又 電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	ル 作業衣、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	ヲ 水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	ワ 出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
土地改良費	カ 土地改良事業の費用や客土費用
雑費	ツ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農産物以外の 棚卸高	ネ 毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
	ナ 販売の目的で飼育する牛、馬、鶏などについては、取得価格に年末までの育成費用を加算して記入します。

事業専従者控除については18ページをご覧ください。

## 不動産所得用

収入金額	賃貸料	① 「不動産所得の収入の内訳」欄の賃貸料の合計金額を記入します。
	礼金、権利金、更新料	② 本年中に収入することの確定した礼金や権利金、更新料を記入します。(「不動産所得の収入の内訳」欄の、「礼」、「権」、「更」の該当文字を○で囲んで表示した上、その金額を記入し、合計金額を②の欄に記入します。)
	名義書換料、その他	③ 名義書換料や、返還を要しないこととなった保証金・敷金などのほか、賃借人から受ける水道料・電気料などの収入がある場合に、その金額を記入します。「不動産所得の収入の内訳」にも記入してください。

### 必要経費の一覧表

科 目	具 体 例
給与賃金	⑥ 賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料
減価償却費	⑦ 賃貸している建物、建物附属設備、構築物などの償却費
貸倒金	⑧ 既に収入金額とした未収賃貸料(事業として行われる不動産の貸付けによるものに限ります。)などのうち、回収不能となった金額 *事業として行われない不動産の貸付けによる未収賃貸料が回収不能となった場合については税務署におたずねください。
地代家賃	⑨ 賃貸している建物の敷地の地代
利子割引料	⑩ 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子 *借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費になりません。
租税公課	イ 賃貸している土地、建物等についての、固定資産税、事業税、税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 *所得税、相続税、住民税、国民健康保険料、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
損害保険料	ロ 賃貸している建物等についての火災保険料
修繕費	ハ 賃貸している建物等についての修繕のための費用 *資産の価格を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、資本的支出として減価償却資産の取得価格に含めることとなります。
雑費	ホ 業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費

事業専従者控除については18ページをご覧ください。

## 添付・提示資料チェック表

申告書を提出する際は、次の表を参考にして必要書類をご準備いただき、その申告する区分に応じて添付または提示をお願いします。表の右側のチェック欄は、書類のご準備の際にお役立てください。

※書類を添付する場合は、申告書2枚目の資料貼付用紙に貼って申告書と一緒に提出してください。

※控えは手元に保管してください。收受印が押された控えを希望される場合は返信用封筒を同封してください。

※国外に居住の親族に対する扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除を申告する際は、別に添付書類の提出が必要です。9、10ページをご覧ください。

		項目等	準備するもの	チェック
右の項目を記入した方 収入金額等で	ア	営業等所得	収支内訳書 必ず資料を整理し、経費の項目ごとに集計を済ませておいてください。書き方については17～19ページをご覧ください。	
	イ	農業所得		
	ウ	不動産所得		
	オ	配当所得	申告書へ源泉徴収票・配当の支払通知書等の添付は不要ですが、申告相談へお越しの際は金額の確認のため必要です。	
	カ	給与所得		
	キ	公的年金等所得		
	ク・ケ	業務・その他 雑所得	収入金額・必要経費のわかるものの原本	
	コ～シ	総合譲渡・一時所得	収入金額・必要経費のわかるものの原本	
所得から差し引かれる金額(所得控除)で 右の項目を記入した方	⑩	社会保険料控除	支払額などの証明書の原本	※年金所得者及び年末調整の給与所得者でこの控除を受けている場合は添付または提示は不要です。
	⑪	小規模企業 共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書の原本	
	⑫	生命保険料控除	支払額などの証明書の原本	
	⑬	地震保険料控除	支払額などの証明書の原本	
	⑯	勤労学生控除	在学証明書などの原本	
	⑰	障害者控除	障害者手帳等または障害者控除対象者認定書の原本または写し	
	㉓	雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等の原本	
	⑳	医療費控除 ※(1)または(2)の いずれかを選択	(1)通常の医療費控除 ・医療費控除の明細書 ・医療費通知書の原本(明細書に添付) (2)セルフメディケーション税制による控除 ・セルフメディケーション税制の明細書 (一定の取組を行ったことを明細書に記載する必要があります。)	※領収書では 申告できません。
税額控除に 記入した方	10	寄附金税額控除	受領証明書(領収書)等の原本 ※ふるさと納税の場合は、「受領証明書」に代えて、特定事業者の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付できます。	
	15	配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額	申告書へ支払通知書等の添付は不要ですが、申告相談へお越しの際は金額の確認のため必要です。	
		マイナンバー及び本人の確認に必要なもの (提示する場合は原本、添付する場合は写し)	番号確認書類 (マイナンバーカードなど) ※通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続が取られている場合のみ利用可能です。 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)	

**必要な資料の添付がないと、控除が認められない場合があります。**